

東京都公安委員会告示第 2182 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 6 項により弁明の機会を付与するので、同条第 7 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 10 月 6 日

東京都公安委員会

記

- 1 弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名
別添のとおり
- 2 弁明書の提出先
江東区有明三丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟
警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センターデータ審査係
- 3 弁明書の提出期限
令和 8 年 11 月 4 日
- 4 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

佐藤 通有
大林 潤
加藤 一久
富田 マーシェフ
石塚 みゆき
ZHOU SHIFENG
ZHOU SHIFENG
稲葉 恵司
深川 翔太
株式会社まるへ

放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-103-260901-202858)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-217-260902-203162)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-333-260912-203779)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-437-260914-202743)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-438-260915-205723)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-548-260915-202933)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-549-260912-203544)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-670-260806-202235)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-778-260829-424089)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-892-260824-202116)